

平成27年度の公的年金

社会保険労務士法人オスビス
代表社員 特定社会保険労務士

井上義教

1月30日、平成27年度の年金額が発表されました。今年「マクロ経済スライドが発動された」「名目の年金額が16年ぶりに引き上げられた」など注目すべき年といえます。お客さまから年金について質問を受けることもあります。本企画では、平成27年度の年金についてQ&A形式で解説します。

1 平成27年度の年金額はいくらになったの？

A 平成27年度の年金額は、平成26年度の年金額対比で、基本的に0・9%の引上げとなった。前年度対比で年金額が上昇するのは、平成11年度以来16年ぶりのことである。

平成26年度の老齢基礎年金（満額）は年額77万2800円だったが、平成27年度は78万1000円となる。6月に支給される4月・5月分の年金額から改

定が行われる。改定される主な

年金額を平成26年度の年金額と対比して、**図表1**に紹介しておく。また、これに伴って、障害基礎年金や遺族基礎年金の年金額も改定される（**図表2**、**3**）。

名目の年金額は上昇したものの、物価スライド特例措置の解消に伴う減少分に加え、マクロ経済スライド制の本格発動が行われた。これらが高齢者の個人消費に与える影響は決して小さいものではないため、景気は全体的に盛り上がり欠くことになら

るだろう。

2 物価が上がっているのに、年金の上がり方のほつが小さいのはなぜ？

A 厚生労働省の発表によると、平成26年平均の全国消費者物価指数は+2・7%だった。名目手取り賃金変動率（+2・3%）よりも物価上昇率（+2・7%）が高い場合は、年金額は名目手取り賃金変動率（+2・3%）で改定されることになっている。

措置によって実際に支給される年金水準」との間に乖離が生じてしまったのである。政府は、物価が上昇する局面では、本来水準を上げる一方で物価スライド特例水準を引き上げず両者の乖離を埋め、物価が

下落する局面では、本来水準・物価スライド特例水準ともに引き下げて両者の乖離幅を維持する方策を取り、時間の経過とともに何とか物価スライド特例水準と本来水準との乖離を埋めようとしたが、物価の上昇局面は

なかなか訪れず、その間の過剰な年金の支払い額が年金財政に与える影響を看過できなくなってきたのである。そこで政府は、「物価スライド特例措置の解消」を決め、平成24年度に残っていた2・5%

の乖離を段階的に解消することにした。平成27年4月はその最後の解消のタイミングであり、それが△0・5%ということになる。

前述の推移については、厚生労働省が1月30日に発表した「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」がとてもよくまとまっているので、確認しておくといだろう。

なお、物価スライド特例措置によって、過剰に支払われた年金額は、一説に7兆円ともいわれられており、年金財政に与える影響を考えると、その解消は一刻の猶予もならない状況であったといえる。

物価上昇率、物価スライド特例措置の解消、マクロ経済スライド制の本格発動の関係を図示すると、**図表4**のようになる。年金支給額の引上げ率が、本来引き上げられるべき2・3%を大きく下回った理由がよくわかるだろう。

図表1 平成27年度の年金額 (単位：円)

	平成27年度	平成26年度	差額
老齢基礎年金（満額）	780,100	772,800	7,300
老齢厚生年金の配偶者加給年金額（※）	224,500	222,400	2,100
子の加算額（第1子、第2子）	224,500	222,400	2,100
子の加算額（第3子以降）	74,800	74,100	700
障害厚生年金の配偶者加給年金額	224,500	222,400	2,100
障害厚生年金3級の最低保障額	585,100	579,700	5,400
障害手当金の最低保障額	1,170,200	1,153,800	16,400
遺族厚生年金の中高齢の寡婦加算	585,100	579,700	5,400

※配偶者加給年金の特別加算額

出生日	平成27年度	平成26年度	差額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日生まれ	33,200	32,800	400
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	66,200	65,600	600
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	99,400	98,500	900
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	132,500	131,300	1,200
昭和18年4月2日以後生まれ	165,600	164,000	1,600

図表2 障害基礎年金の金額 (単位：円)

障害等級	子の数	年額（平成27年度）	年額（平成26年度）	差額
1級	0人	975,100	966,000	9,100
	1人	1,199,600	1,188,400	11,200
	2人	1,424,100	1,410,800	13,300
	3人	1,498,900	1,484,900	14,000
2級	0人	780,100	772,800	7,300
	1人	1,004,600	995,200	9,400
	2人	1,229,100	1,217,600	11,500
	3人	1,303,900	1,291,700	12,200

図表3 遺族基礎年金の金額 (単位：円)

子がいる配偶者の場合	基本額	子の加算額	合計額（平成27年度）	合計額（平成26年度）	差額
子が1人いる配偶者	780,100	224,500	1,004,600	995,200	9,400
子が2人いる配偶者	780,100	449,000	1,229,100	1,217,600	11,500
子が3人いる配偶者	780,100	523,800	1,303,900	1,291,700	12,200

18歳未満の子だけの場合	基本額	子の加算額	合計額（平成27年度）	合計額（平成26年度）	差額
子が1人	780,100	—	780,100	772,800	7,300
子が2人	780,100	224,500	1,004,600	995,200	9,400
子が3人	780,100	299,300	1,079,400	1,069,300	10,100